

# 平成 28 年度第 1 回長野県契約審議会次第

日時 平成 28 年 (2016 年) 6 月 13 日 (月)  
13 時 45 分から 16 時 00 分  
場所 ホテル信濃路

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

### (1) 審議事項

- ア 前回審議会の主な意見について
- イ 今年度審議予定項目について
- ウ 取組方針の変更 (案) について
- エ 平成 29・30 年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について

### (2) 報告事項

- ア しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度の試行について
- イ 除雪業務の入札制度の見直しについて
- ウ 建設工事において週休 2 日の確保を評価する総合評価落札方式の試行について

## 4 その他

## 5 閉 会

## 資料一覧表

### 審議事項

- ア 前回審議会の主な意見について ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 今年度審議予定項目について ・ ・ 資料2 (P 2)
- ウ 取組方針の変更(案)について ・ ・ 資料3 (P 3)  
及び別冊
- エ 平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について  
・ ・ 資料4 (P10)

### 報告事項

- ア しあわせ×2(buy)信州県産品利用促進制度の試行について ・ ・ 資料5 (P15)
- イ 除雪業務の入札制度の見直しについて ・ ・ 資料6 (P18)
- ウ 建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式の試行について  
・ ・ 資料7 (P20)

## 長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす い みつ あき 確 井 光 明	明治大学法科大学院教授	出 席
おお くほ く み こ 大 窪 久 美 子	信州大学農学部教授	出 席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出 席
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら たに しん いち 藏 谷 伸 一	長野県建設業協会会長	出 席
こ ばやし ただし 小 林 正	弁護士	出 席
たか はし せい いち 高 橋 精 一	長野県労働金庫理事長 前日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	出 席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学経済学部教授	
の もと ひろ ゆき 野 本 博 之	公認会計士	出 席
はら やま ひさみ 原 山 ひさみ	中小企業診断士	出 席
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出 席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席

（任期 平成 26 年 7 月 15 日～平成 29 年 7 月 14 日） （11 名出席予定）

# 前回審議会の主な意見 [平成27年度第4回審議会(2月8日)]

資料1

※県産品の利用促進についてのご意見等は、資料5に記載

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
調査・設計業等に係る失格基準価格の見直しについて	16	吉野委員	調査・設計業の場合、建設工事と違い、競争性の確保、将来にわたる技術者の確保・育成、適切な利潤の確保のバランスをどう保つかという観点から失格基準価格の見直しが必要と思うがいかがか。	ご意見のとおり、今回の見直しは、企業の適正な利潤の確保及び労働環境の改善の観点からも行いました。  国、県、民間のいろいろな調査を実施していますので、その調査結果を注視していきます。調査結果を分析し、必要な対応を図っていきます。
		堀越委員	赤字企業が70%以上を占める中、実態としてどうなのか。この改正が実施された後、実態調査を実施し検証してほしい。	
		西村委員	実際の労働賃金に還元されるかどうかという点について、一体的な取組として、経営環境の改善と労働環境の改善の双方に目配りをしていく必要がある。	
建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行について	75	吉野委員	下請次数の制限について、今まで表に出ていたものもぐってしまう可能性があるがいかがか。	下請の重層構造の解消は必要と考えております。まずは試行し、試行結果を踏まえ課題の解決を図っていきます。
		小林委員	下請だった労働者を臨時雇用する例もある。入社年月日をチェックするなどの実態調査も必要ではないか。	
		碓井会長	このような懸念を踏まえて運用上は十分注意していく必要がある。	
		野本委員	下請次数の制限によって、受注できない事業者が出てしまうのではないか。	
		吉野委員	業種、工事の種類によっては、4次以上の下請をせざるを得ない状況があり得る。そうした事業者から不公平だという声が出るのではないか。	
		堀越委員	下請次数の制限は、弱者切捨てとも受け取れるがその救済についてどう考えるか。	
	原山委員	県としては設計労務費の総額の87.5%を適正な労働賃金の支払とすると考えたということによいか。	試行では87.5%として実施し、検証してまいります。	
	西村委員	手続も煩雑にならず、減点も過去の平均だということで、誓約しない方が良いという判断にならないか、シミュレーションをしたほうがいいのか。	試行結果を踏まえ、より良い制度となるよう努めてまいります。	
	高橋委員	標準見積書の活用について、元請事業者や下請事業者を対象にした説明会や指導などを実施してほしい。	機会をとらえて標準見積書の活用を呼びかけていきます。	
	高橋委員	該当工事の明示について、工事現場に掲示をして労働者に周知をするだけでなく、県民の皆さんにも公表するのか。	県民の皆様への周知は考えておりません。	
藏谷委員	元請事業者が全ての下請事業者の見積書を提出することは技術的に無理ではないか。提出書類の作成により現場の事務が増え、生産性が下がる恐れがある。	この制度は、元請の皆様との協力が不可欠と考えております。そのことから、下請の管理指導を行う立場にある特定建設業が履行できる規模としている、8,000万円を対象規模としました。		
碓井会長	様々な問題点に留意し慎重に進めていただきたい。試行を始めたなら、常にブレーキを踏める状態にして進めていただくことで了承することとしたい。	試行を行っていく中で、問題点の有無等を検証しながら対応してまいります。		
印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行について	19	吉野委員	最低制限価格は予定価格の6割ということについて、妥当かどうか。適正な履行が可能な価格なのかどうか。	当初としては、6割は妥当と考えていますが、試行により更に検討を加えます。
長野県談合情報対応要領の策定について	—	吉野委員	契約審議会の役割はないと解釈してよいか。	審議会へは、談合情報の概要を報告するという形で規定します。
入札及び契約に係る苦情申立手続要領について	—	吉野委員	契約審議会の説明請求部会における審議日数については大変厳しい現状であるため、建設工事に関する日程も90日とすることは可能か。	WTOに該当する大型工事であっても、審議日数は50日とされていることから、建設工事の審議日数を90日とすることは難しいと考えています。ただし、審議日数の起算日は知事からの諮問を受領した日の翌日とし、休日は審議日数に含めないことといたします。
建設工事における総価契約単価合意方式の試行について	—	藏谷委員	試行においていろいろな効果を検証し、1日も早い本格導入をお願いしたい。	試行した受発注者双方の意見を聴き、課題を抽出検証し、本格導入に向け取り組んでいきます。

注 網かけ部分は、前回審議会での説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

## 今年度審議予定項目について

◎ : 審議事項  
■ : 取組の実施(試行を含む)

契約・検査課

効果 (行政 目的)	取組 番号	取組要旨	取組内容	審議予定		具体的内容
				H28予定	H29以降	
1-2	10	より適切な予定価格の設定	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。 【全般】	状況報告		庁舎等の清掃業務及び警備業務において実施
2-1	16	適切な失格基準価格の研究	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】			必要に応じ研究
2-1	17	契約後確認調査の調査基準の研究	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】			必要に応じ研究
2-1	18	最低制限価格制度の拡大の検討	庁舎等の清掃業務において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の拡大を検討する。(一部試行中)【入札方式】	状況報告		H29～県庁合庁以外の100万円以上の入札案件に拡大
2-1	19	最低制限価格制度の導入の検討	印刷業務などの製造の請負及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	状況報告		H28～印刷業務で試行
2-2	27	サービスの質の向上、環境配慮などの取組を評価する総合評価落札方式の拡大検討	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(清掃業務において一部試行中)【入札方式】	◎		対応可能な業務を検討
2-2	28	サービスの質の向上を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	◎		庁舎等の清掃業務、警備業務で検討
3-1	37	雇用の安定を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】			
3-2	42	県産品利用促進の入札方式等の検討	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	試行に向け検討		県産品認定制度と優先調達制度の試行を更に検討
3-2	43	信州リサイクル製品の利用促進の検討	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	試行に向け検討		県産品利用促進の中で実施
3-3	51	同種工事の実績の要件を緩和	建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】	◎		対象とする工事の種類、規模について検討
3-3	52	「建設会社における災害時の事業継続力認定」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		◎	国の認定状況を見ながら検討
3-4	61	緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件の設定	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】			取組番号53の取組状況を見ながら検討
3-4	62	「地域精通度」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			取組番号53の取組状況を見ながら検討
4-1	75	労働賃金の支払実態の検証と、適正な労働賃金支払を評価する総合評価落札方式の試行	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	支払総額の評価を試行		評価方法は引き続き検討
4-1	76	賃金実態調査の実施	清掃業務、警備業務において、適正な賃金水準を検討するため、実態調査の実施を検討する。【その他】	状況報告		H28も賃金実態調査を実施
4-4	83	男女共同参画社会の形成に資する多様な労働環境整備への取組の評価	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する項目の追加を検討する。(建設工事において一部実施済み)【参加資格】	◎		H27.4からの入札参加資格で実施 H29、30の改正に向け検討

## 取組方針の変更（案）について

契約・検査課

**1 趣旨**

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成 26 年 10 月に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

取組方針について、策定から 1 年以上経過し、具体的な成果が得られたことから、これを変更する。

**2 変更にあたっての考え方****(1) 改正する取組**

- ・ 「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」となった項目を反映させる。
- ・ これまでの検討により、契約の種類や実施内容など取組が具体化したことを反映させる。
- ・ 正確な表現に修正する。
- ・ 「再掲」記載を整理する。

**(2) 追加する取組**

- ・ 既に実施しているものであっても、基本理念の具体化に資するものは追加する。

**(3) 基準時点**

- ・ 平成 28 年 4 月 1 日現在

**3 変更する取組項目と根拠**

別添、対比表の網掛け部分

## 取組方針 現行と変更(案)の対比表

:既の実施している取組  
 :今後、検討を進める取組  
   :変更部分

効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
1-1	<input type="checkbox"/>	1	建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する。【全般】	<input type="checkbox"/>	1	建設工事及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する。【全般】	
1-1	<input type="checkbox"/>	2	県の契約において、 <u>一般競争入札</u> 及び公募型見積合わせに係る公告及び経過の公表を長野県公式ホームページで行う。【全般】	<input type="checkbox"/>	2	県の契約において、競争入札及び公募型見積合わせ等に係る公告及び経過の公表を長野県公式ホームページ等で行う。【全般】	正確な表現に修正 (公表要領を策定し、公表の対象を拡大)
1-1				<input type="checkbox"/>	2-2	県の契約において、 <u>契約の締結過程等に関する苦情について、苦情申立手続要領等に基づき、対応する。</u> 【全般】	既の実施済みだが基本理念の具体化に資する追加の取組 (苦情申立手続要領、政府調達に関する苦情の処理手続を策定)
1-1	<input type="radio"/>	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】	<input type="radio"/>	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】	
1-2	<input type="checkbox"/>	4	県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	4	県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型見積合わせを原則とする。【入札方式】	
1-2	<input type="checkbox"/>	5	建設工事等、建設工事等に係る委託及び「その他の契約」において、入札参加要件を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	<input type="checkbox"/>	5	建設工事等、建設工事等に係る委託及び「その他の契約」において、入札参加要件を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	
1-2	<input type="checkbox"/>	6	物件の買入れにおいて、機種選定、契約方法及び事業者選定（入札参加要件を含む。）を行おうとするときは、長野県重機械類審査委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	<input type="checkbox"/>	6	物件の買入れ及び借入れにおいて、機種選定、契約方法及び事業者選定（入札参加要件を含む。）を行おうとするときは、長野県重要機械類審査委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】 【相手方の選定】	正確な表現に修正
1-2	<input type="radio"/>	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	<input type="radio"/>	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	
1-2	<input type="radio"/>	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。（警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み）【その他】	<input type="radio"/>	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。（ <u>庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み</u> ）【その他】	正確な表現に修正
1-2	<input type="checkbox"/>	9	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。【全般】	<input type="checkbox"/>	9	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。【全般】	
1-2	<input type="radio"/>	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。【全般】	<input type="radio"/>	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。（ <u>庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み</u> ）【全般】	正確な表現に修正 (○今後検討を進める取組 →○一部実施している取組)
1-3	<input type="checkbox"/>	11	県の契約において、 <u>入札参加停止措置を受けていないこと、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと</u> 等を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	<input type="checkbox"/>	11	県の契約において、 <u>県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、社会保険に加入していること（加入義務のないものを除く。）</u> 等を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	正確な表現に修正 (入札参加停止措置を削除、 社会保険の加入を追加)
1-3	<input type="checkbox"/>	12	県の契約において、入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。【参加資格】	<input type="checkbox"/>	12	県の契約において、入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。【参加資格】	
1-3				<input type="checkbox"/>	12-2	県の契約において、 <u>入札参加停止措置を受けていないこと、県税の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと</u> 等を入札参加要件とする。【参加要件】	既の実施済みだが基本理念の具体化に資する追加の取組
1-3	<input type="checkbox"/>	13	製造の請負及び物件の買入れにおいて、公募型見積合わせへの参加の要件は、 <u>入札参加資格の付与要件</u> に準ずる。【参加要件】	<input type="checkbox"/>	13	製造の請負及び物件の買入れにおいて、公募型見積合わせへの参加の要件は、 <u>入札参加要件</u> に準ずる。【参加要件】	正確な表現に修正 (12-2と表現を合わせる)

効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
1-3	□	14	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、談合情報があった場合には、建設工事等談合情報対応マニュアルに基づき対応する。【その他】	□	14	県の契約において、談合情報があった場合には、談合情報対応要領等に基づき対応する。【その他】	契約の対象が具体化したことを反映 (14,15を統合。全ての契約を対象とする談合情報対応要領の策定)
1-3	○	15	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、談合情報に備え、建設工事等に準じた談合情報対応要領等を整備する。【その他】		15	削除	契約の対象が具体化したことを反映 (14に統合のため削除)
2-1	○	16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】	○	16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】	
2-1	○	17	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】	○	17	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】	
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の拡大を検討する。(一部試行中) 【入札方式】	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み) 【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (清掃業務と警備業務の取組を一体で進めることが具体化) 正確な表現に修正 (○今後検討を進める取組 →○一部実施となった取組)
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (警備業務は清掃業務と一体で進めるため、18に記載。印刷業務の対象を随意契約に拡大)
2-2	□	20	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定する。【参加資格】	□	20	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定する。【参加資格】	
2-2	□	21	建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く審査項目(以下審査項目という。)で、工事成績評点、企業表彰、民間資格の有無、新技術登録及びISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	□	21	建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く審査項目(以下審査項目という。)で、工事成績評点、企業表彰、民間資格の有無、新技術登録及びISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	
2-2	□	22	建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。【参加要件】	□	22	建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。【参加要件】	
2-2	□	23	建設工事等及び建設工事に係る委託において、技術者や資格者などの配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	23	建設工事等及び建設工事に係る委託において、技術者や資格者などの配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
2-2	□	24	建設工事において、契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する「入札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行する。【入札方式】	□	24	建設工事において、契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する「入札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行する。【入札方式】	
2-2	□	25	建設工事等、製造の請負及び「その他の契約」にあつては一括下請負及び一括委任を禁止し、建設工事等に係る委託業務にあつては一括再委託を禁止する。【契約内容】	□	25	建設工事等、製造の請負及び「その他の契約」にあつては一括下請負及び一括委任を禁止し、建設工事等に係る委託業務にあつては一括再委託を禁止する。【契約内容】	
2-2	○	26	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、ISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	□	26	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、ISO9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(清掃業務において一部試行中) 【入札方式】	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中) 【入札方式】	正確な表現に修正
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み) 【その他】	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換において一部実施済み) 【その他】	正確な表現に修正



効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
2-2	<input type="checkbox"/>	29	建設工事等及び建設工事に係る委託において、過去の工事（業務）成績や同種の工事（業務）実績を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	29	建設工事等及び建設工事に係る委託において、過去の工事（業務）成績や同種の工事（業務）実績を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
2-2	<input type="checkbox"/>	30	建設工事、建設工事に係る委託及び「その他の契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	30	建設工事、建設工事に係る委託及び「その他の契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。【入札方式】	
2-2	<input checked="" type="checkbox"/>	31	建設工事及び建設工事に係る委託において、業種ごとの成績で、評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	<input checked="" type="checkbox"/>	31	建設工事及び建設工事に係る委託において、業種ごとの成績で、評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 → <input type="checkbox"/> 既に実施している取組
2-2	<input checked="" type="checkbox"/>	32	「その他の契約」において、最適な受注者を選定するための、公募型プロポーザル方式の実施に当たり、対象となる業務や事務・審査手続の統一を図る。【入札方式】	<input checked="" type="checkbox"/>	32	「その他の契約」において、最適な受注者を選定するための、公募型プロポーザル方式は、対象となる業務や事務・審査手続を統一して実施する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 → <input type="checkbox"/> 既に実施している取組 (要領を策定)
3-1	<input type="checkbox"/>	33	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の新規卒業者の採用を評価する。【参加資格】	<input type="checkbox"/>	33	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の新規卒業者の採用を評価する。【参加資格】	
3-1	<input type="checkbox"/>	34	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。【参加資格】	<input type="checkbox"/>	34	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。 <u>(82に再掲)</u> 【参加資格】	「再掲」の記載の整理
3-1	<input type="checkbox"/>	35	建設工事において、入札者の本店が県外の者にあつては、県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が入札金額の一定の比率以上であることを要件とする受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	35	建設工事において、入札者の本店が県外の者にあつては、県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が入札金額の一定の比率以上であることを要件とする受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	
3-1	<input checked="" type="checkbox"/>	36	建設工事において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者が新規卒業で、かつ技術者である者の採用等を評価する項目を追加する。【参加資格】	<input checked="" type="checkbox"/>	36	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業で、かつ技術者である者の採用等を評価する。 <u>(66に再掲)</u> 【参加資格】	○今後検討を進める取組 → <input type="checkbox"/> 既に実施している取組 「再掲」の記載の整理
3-1	<input type="checkbox"/>	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。（警備業務、受付・電話交換において一部実施済み）【その他】	<input type="checkbox"/>	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。（ <u>庁舎等の警備業務</u> 、受付・電話交換において一部実施済み）【その他】	正確な表現に修正
3-2	<input type="checkbox"/>	38	県の契約において、「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、信州リサイクル製品の利用に配慮する。【その他】	<input type="checkbox"/>	38	県の契約において、「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、信州リサイクル製品の利用に配慮する。【その他】	
3-2	<input type="checkbox"/>	39	建設工事において、県内産資材の優先使用に努めること等を共通仕様書に記載し、配慮する。【契約内容】	<input type="checkbox"/>	39	建設工事において、県内産資材の優先使用に努めること等を共通仕様書に記載し、配慮する。【契約内容】	
3-2	<input type="checkbox"/>	40	建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、 <u>県産品</u> の利用に配慮する。【その他】	<input type="checkbox"/>	40	建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、 <u>県産材</u> の利用に配慮する。【その他】	正確な表現に修正
3-2	<input type="checkbox"/>	41	物件の買入れにおいて、信州ベンチャー企業優先発注事業によるものは、優先調達を図る。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	41	物件の買入れ及び借入れにおいて、信州ベンチャー企業優先発注事業によるものは、優先調達を図る。【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (法令改正に伴う契約の対象が拡大)
3-2	<input type="checkbox"/>	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	
3-2	<input type="checkbox"/>	43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	<input type="checkbox"/>	43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	
3-3	<input type="checkbox"/>	44	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	<input type="checkbox"/>	44	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	
3-3	<input type="checkbox"/>	45	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする。【参加要件】	<input type="checkbox"/>	45	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする。【参加要件】	
3-3	<input type="checkbox"/>	46	建設工事等及び建設工事に係る委託において、工事（業務）の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	<input type="checkbox"/>	46	建設工事等及び建設工事に係る委託において、工事（業務）の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	

効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
3-3	□	47	建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】	□	47	建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】	
3-3	□	48	建設工事等に係る委託において、業務の規模や難易度に応じ、入札参加要件を設定する。【参加要件】	□	48	建設工事等に係る委託において、業務の規模や難易度に応じ、入札参加要件を設定する。【参加要件】	
3-3	□	49	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一般競争入札及び公募型見積合せで、地域要件を設定し、印刷業務は「県内本店」とし、製造の請負（印刷業務を除く。）、物件の買入れは「県内の本店、支店・営業所」とする。【参加要件】	□	49	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一般競争入札及び公募型見積合せで、地域要件を設定し、印刷業務は「県内本店」とし、製造の請負（印刷業務を除く。）、物件の買入れは「県内の本店、支店・営業所」とする。【参加要件】	
3-3	□	50	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一定額未満のものについては、公募型見積合わせを実施せず、地元の中小企業者との随意契約とする。【入札方式】	□	50	製造の請負及び物件の買入れにおいて、一定額未満のものについては、公募型見積合わせを実施せず、地元の中小企業者との随意契約とする。【入札方式】	
3-3	○	51	建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】	○	51	建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】	
3-3	○	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
3-3	□	53	建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】	□	53	建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-3	□	54	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	□	54	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-3	○	55	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、 <u>一般競争入札及び公募型見積合せの地域要件等の設定方法について検討する。</u> 【入札方式】	○	55	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、 <u>地域要件等の設定方法について検討する。</u> 【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (契約の対象を全てに拡大)
3-4	□	56	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直営能力として、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する。【参加資格】	□	56	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直営能力として、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する。【参加資格】	
3-4	□	57	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。【参加資格】	□	57	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。 <u>(84に再掲)</u> 【参加資格】	「再掲」の記載の整理
3-4	□	58	建設工事において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	58	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。 <u>(85に再掲)</u> 【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (契約の対象と評価項目の追加) 「再掲」の記載の整理
3-4	□	59	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	59	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。 <u>(86に再掲)</u> 【入札方式】	「再掲」の記載の整理
3-4	□	60	建設工事に係る委託において、県の災害時緊急調査当番登録を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	60	建設工事に係る委託において、県の災害時緊急調査当番登録を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	
3-4	○	62	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○	62	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
3-4	□	63	建設工事の維持補修工事及び道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を試行する。【入札方式】	□	63	建設工事の維持補修工事及び道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を試行する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組

効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
3-4	○	64	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する項目を追加する。【参加資格】	□	64	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(89に再掲)【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組 「再掲」の記載の整理
3-5	□	65	建設工事等及び建設工事に係る委託において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	65	建設工事等及び建設工事に係る委託において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
3-5	○	66	建設工事において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する項目を追加する。(36再掲)【参加資格】	□	66	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(36再掲)【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-5	○	67	建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	67	建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-5	○	68	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】	□	68	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-5	○	69	建設工事において、現場代理人としての技術者の配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	69	建設工事において、現場代理人としての技術者の配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
3-6	○	70	建設工事において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する項目を追加する。【参加資格】	□	70	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(88に再掲)【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組 「再掲」の記載の整理
4-1	□	71	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】	□	71	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】	
4-1	□	72	建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	72	建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
4-1	○	73	県の契約において、社会保険に加入していることを入札参加資格の付与要件とする。(加入義務のない者は除く。森林整備業務において実施済み)【参加資格】	□	73	県の契約において、社会保険に加入していること(加入義務のない者は除く。)を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-1	○	74	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する項目の追加を検討する。(建設工事において一部実施済み)【参加資格】	□	74	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(81に再掲)【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組 「再掲」の記載の整理
4-1	○	75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	○	75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	
4-1	○	76	清掃業務、警備業務において、適正な賃金水準を検討するため、実態調査の実施を検討する。【その他】	○	76	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、賃金実態調査を実施し、最低制限価格及び低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】	正確な表現に修正 (賃金実態調査をH28も実施し研究 ○今後検討を進める取組 →○一部実施している取組)
4-2	□	77	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	□	77	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズなどの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	
4-2	□	78	物件の買入れにおいて、長野県グリーン購入推進方針、信州リサイクル製品率先利用指針などに基づき、環境に配慮した取組の促進に努める。【その他】	□	78	物件の買入れにおいて、長野県グリーン購入推進方針、信州リサイクル製品率先利用指針などに基づき、環境に配慮した取組の促進に努める。【その他】	
4-2	○	79	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する項目を追加する。【参加資格】	□	79	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-3	□	80	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、障がい者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を図る。【その他】	□	80	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、障がい者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を図る。【その他】	

効果 (行政 目的)	現行			変更案			説明
	実施 時期	取組 番号	取組内容	実施 時期	取組 番号	取組内容	
4-3	○	81	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する項目の追加を検討する。 <u>(建設工事において一部実施済み)</u> (74再掲) 【参加資格】	□	81	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(74再掲) 【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-4	□	82	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(34再掲) 【参加資格】	□	82	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。(34再掲) 【参加資格】	
4-4	○	83	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する項目の追加を検討する。 <u>(建設工事において一部実施済み)</u> 【参加資格】	○	83	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(一部実施済み) 【参加資格】	正確な表現に修正 (○建設工事で一部実施している取組 →○建設工事以外でも一部実施している取組)
4-5	□	84	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。(57再掲) 【参加資格】	□	84	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。(57再掲) 【参加資格】	
4-5	□	85	建設工事において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。(58再掲) 【入札方式】	□	85	建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。(58再掲) 【入札方式】	契約の対象が具体化したことを反映 (契約の種類と評価項目の追加)
4-5	□	86	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。(59再掲) 【入札方式】	□	86	森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用を評価する総合評価落札方式を実施する。(59再掲) 【入札方式】	
4-5	○	87	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する項目を追加する。【入札方式】	□	87	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-5	○	88	建設工事において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する項目を追加する。(70再掲) 【参加資格】	□	88	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(70再掲) 【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-5	○	89	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する項目を追加する。(64再掲) 【参加資格】	□	89	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(64再掲) 【参加資格】	○今後検討を進める取組 →□既に実施している取組

## 平成 29・30 年度建設工事の一般競争入札等に 参加する者に必要な資格等について（案）

### 1 建設工事入札参加資格について

#### (1) 資格申請要件

- ア 建設業許可
- イ 経営事項審査の受審
- ウ 2年間の完成工事高
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 暴力団員等でないこと
- カ 社会保険の加入

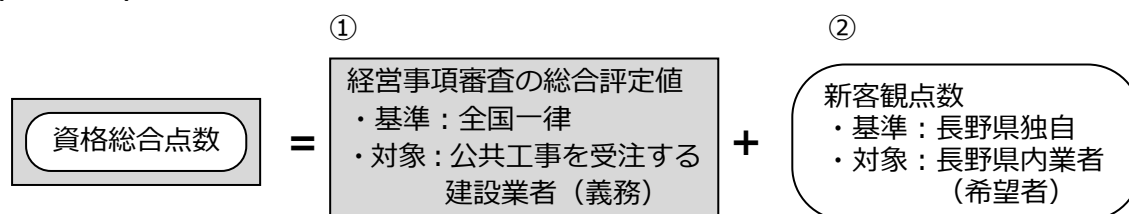
(図 1) 例：土木一式

	1,500 万円 以上	800 万円～ 8,000 万円 未満	3,000 万円 未満	1,500 万円 未満	800 万円 未満
点数	942 以上	941～798	797～726	725～633	632 以下
区分	A	B	C	D	E

#### (2) 資格総合点数

資格総合点数により、建設工事の種類ごとに工事の規模に応じて入札参加者を分類

(図 1 参照)



##### ① 経営事項審査制度

公共工事を受注しようとする建設業者について、その業者の規模、施工能力、財務内容など経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う審査制度。

##### ② 新客観点数

長野県が独自に、経営事項審査の総合評定値で評価される項目に加え、長野県に本店を有する業者を対象に、技術力、安全対策、環境配慮、労働環境などの配慮を行っている場合に加点するもの。平成 15 年度から実施。

1 項目につき 3～50 点を、難易度等に応じて設定。総合評定値の 25% を上限

### 2 新客観点数の考え方

以下の全てを満足することが必要

- (1) 経営事項審査と重複しない
- (2) 県の施策と合致する
- (3) 客観的な証明が可能
- (4) 一過性でない（継続的）
- (5) 該当者が極端に多く（又は少なく）ない

### 3 資格付与期間

平成 29 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日

平成29・30年度建設工事の入札参加資格申請における  
新客観点数の見直し（案）

1 新客観点数の項目の追加・拡充：2項目

多様な労働環境の整備への取組を評価

①「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」を追加（拡充）

**内 容**：現在、「社員の子育て応援宣言！」の登録企業に加点（3点）。短時間正社員制度等を取り入れた企業等を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合に、更に7点加点

**目 的**：現状では、短時間正社員制度がある事業所の割合 11.3%、介護休暇取得率 3.3%、非正規社員の割合 38.8%などとなっており、短時間正社員制度など多様な働き方制度を導入・実践している企業を評価し、仕事と家庭の両立ができる職場環境への改善や、非正規社員から正社員への転換等による雇用の安定、企業イメージの改善による人材確保等を進めることが必要

②「週休2日制等」の就業規則規定を追加

**内 容**：週休2日等の休暇制度が就業規則に規定されている事業者に加点。

4週5休 3点、4週6休 5点、4週8休 10点

**目 的**：平成27年度、「週休2日を確保するモデル工事」を36現場で実施。建設業は、天候等に左右される面もあり、他の業種と比べ週休2日の実施率は、低い状況にある。週休2日は、建設工事の現場において労働者の休日を確保し、労働環境の整備と地域の安全・安心を担う建設労働者の確保・育成を図るうえで必要不可欠

2 新客観点数の項目の削除：2項目

経営事項審査と新客観点数との重複評価の解消

①「ISO9000 又は 14000 の認証取得」を削除

**内 容**：新客観点数での加点項目である ISO9000 又は 14000 シリーズの認証取得を削除

**目 的**：新客観点数では、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証取得に対し、それぞれ10点加点を行っているが、経営事項審査においても、ISO9001、ISO14001の取得に対し加点を行っている。経営事項審査と新客観点数との重複解消を図る

②「固定資産「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格等」を削除

**内 容**：新客観点数での加点項目である、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の残存価格評価を削除

**目 的**：新客観点数では、基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点（上限25点）（リース可）の加点を行っているが、経営事項審査においても、建設機械の保有状況に対し加点を行っている。経営事項審査と新客観点数との重複解消を図る

3 新客観点数の項目の内容変更：1項目

評価対象を建設業に限定

①「長野県産業廃棄物3R実践協定」を排出事業者（建設業）に限定

**内 容**：新客観点数での加点項目である「長野県産業廃棄物3R（減量化・適正処理）実践協定」の締結者を排出事業者（建設業）に限定

**目 的**：長野県産業廃棄物3R（減量化・適正処理）実践協定締結者に10点加点を行っているが、排出事業者（建設業）の他、排出事業者（製造業）、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者も含まれているため、加点を排出事業者（建設業）に限定

4 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
長野県契約審議会	★			★								
パプコメ	←→											
審査基準の公表				★								
審査基準日				★	10月1日							
申請期間								←→		1月中旬～2月上旬		
資格付与												★ 5月1日

# 新客観点数の加点内容の改正(案)

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

		平成 29・30 年度	経審の総合数値 25%上限	平成 27・28 年度	経審の総合数値 25%上限
<b>工事成績</b>	工事成績	<p><b>(変更なし)</b> 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b></p>		<p>基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b></p>	
	表彰等	<p><b>(変更なし)</b> 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。</p>		<p>基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。</p>	
<b>技術力</b>	民間資格	<p><b>(変更なし)</b> 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)</p>		<p>基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)</p>	
	指名停止・入札参加停止	<p><b>(変更なし)</b> 基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>		<p>基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>	
	新技術登録	<p><b>(変更なし)</b> 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>		<p>基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>	
	直営能力【廃止】	<p><b>(加点項目の廃止)</b> 基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点)「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。【廃止】</p>		<p>基準日直前の営業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点)「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。</p>	
	環境配慮ISO等認証取得	<p><b>(加点項目の廃止及び一部改正)</b> →ISO9000又は14000シリーズの認証取得:それぞれ10点【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準日におけるエアアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(ISO14000との重複加点なし)</li> <li>基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準日におけるISO9000又は14000シリーズの認証取得:それぞれ10点</li> <li>基準日におけるエアアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(ISO14000との重複加点なし)</li> <li>基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者:10点</li> </ul>	
<b>経営意欲</b>	労働環境	<p><b>(加点項目の追加、拡充)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準日直前4年における間に新規卒業者の社員採用:5点(採用した社員に技術者がいる場合、更に+10点(上限15点))</li> <li>基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点</li> <li>基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点</li> <li>基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:10点</li> <li>基準日直前4年間に育児又は介護休暇を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点(上限10点))</li> <li>基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって基準日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点)</li> <li>基準日において「週休二日」等の休暇制度が就業規則に規定されている企業:4週5休3点、4週6休5点、4週8休10点</li> <li>基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点</li> <li>基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準日直前4年間に新規卒業者の社員採用:5点(採用した社員に技術者がいる場合、更に+10点(上限15点))</li> <li>基準日における主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用:5点</li> <li>基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点</li> <li>基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業:10点</li> <li>基準日直前4年間に育児又は介護休暇を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点(上限10点))</li> <li>基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点</li> <li>基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点</li> <li>基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点</li> </ul>	
	合併等	<p><b>(変更なし)</b> 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>		<p>基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>	
	地域貢献	<p><b>(変更なし)</b> 基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点)</p>		<p>基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点)</p>	
<b>地域貢献</b>	労働福祉	<p><b>(変更なし)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点</li> <li>基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点</li> <li>基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点</li> </ul>	

# 平成29・30年度製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等について（案）

## 1 競争入札参加資格について

### (1) 資格の種類、格付及び参加可能な入札範囲

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約（建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託、森林整備業務の請負、委託を除く）に関する入札参加資格は、契約予定価格に応じて以下の格付に分類しています。

格付	資格の種類	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
A		制限なし		
B		予定価格1,000万円未満		
C		予定価格300万円未満		

### (2) 審査（付与）要件

- ・契約締結能力があること
- ・入札参加停止措置を受けていないこと
- ・県税等を滞納していないこと
- ・営業に関して必要な許可を得ていること
- ・暴力団員・暴力団関係者でないこと
- ・労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること（加入義務のない者を除く）

### (3) 審査項目

項目	種類	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約	備考
年間販売額		40～60			申請事業者すべてについて審査
資本金額		3～15			
営業年数		1～5			
従業員数		2～10			
流動比率		2～10			
生産設備額		3～15	-	-	「製造の請負」申請企業について審査
加点項目	品質確保	0～2			県内に本店をおく事業者について審査
	環境配慮	0～2			
	障がい者雇用	0～2			
	男女共同参画	0～4			
	その他社会貢献	0～4			
合計		51～129	48～114	48～114	合計点で格付決定
A		92～129	80～114		
B		69～91	60～79		
C		51～68	48～59		

### (4) 資格付与期間

2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）

## 3 県内事業者に対する加点項目について

### (1) 加点項目の考え方

前回の資格更新時から、長野県内に本店をおく事業者について、品質管理、環境配慮、障がい者等雇用、男女共同参画社会の形成に関する取組と、その他、特に企業に求める社会貢献活動等の5項目を新たに審査項目に追加し、加点を行っています。

加点対象とする取組については、建設工事の新客観点数の考え方に準じ、インセンティブにより事業者の育成を促進させる必要のある施策を抽出しました。

### (2) 加点対象とする取組の変更

平成29・30年度の資格申請にあたり、「男女共同参画社会の形成」に関する項目（4点）について、法制度等の変化を踏まえ、加点対象となる制度等を以下のように見直します。

#### ① 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に関連する制度・配点の見直し

[内容] 女性活躍推進法における行動計画策定（1点）

次世代育成支援対策推進法における行動計画策定等（2点⇒1点）

次世代育成支援対策推進法については平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を行い、行動計画の策定等に取り組んできています。

一方、新たに、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成28年度から労働者300人以下の企業についても行動計画の策定が努力義務として規定（301人以上の大企業は義務づけ）されました。

仕事と子育ての両立支援と平行して、女性の活躍の場の拡大への取組を進めていくため、項目の追加と点数の見直しを行います。

#### ② 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」を追加

[内容] 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業（1点）

※育児・介護休暇の取得実績との選択

誰もが安定していきいきと働きつづけることのできる職場環境整備をすすめるため、育児・介護休暇の導入だけでなく、社会的問題となっている非正規雇用の改善や、フレックスタイム制度・在宅勤務など多様な働き方を可能とする取組を行う企業等を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー認証（平成27年度創設）」の認証企業についても加点します。



## 加点内容の改正（案）

29・30年度 改正 ※網掛け部分を変更				現在の区分（27年度から実施）	
項目 (配点)	区分	評価区分の内容	点数	区分	点数
品質確保 (2)	ISO9000シリーズの認証取得	ISO(国際標準化機構)による品質マネジメントシステムに関する規格認証を取得により、製品等の品質確保に取り組む企業を評価。	2	ISO9000シリーズの認証取得	2
環境に配慮した 事業活動 (2)	ISO14000シリーズの認証取得又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録	ISO、環境省等外部審査機関による認証制度を活用し、環境に配慮した事業活動に取り組む企業を評価。	2	ISO14000シリーズの認証取得又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録	2
障がい者等の 雇用促進 (2)	<障がい者雇用義務のある業者> 障がい者の法定雇用率達成  <障がい者雇用義務のない業者> 障がい者の雇用	障がい者が職業を通じて能力を発揮し、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、雇用促進に取り組む企業を評価。	2	<障がい者雇用義務のある業者> 障がい者の法定雇用率達成  <障がい者雇用義務のない業者> 障がい者の雇用	2
男女共同参画 社会の形成 (4)	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員300人以下の企業に限る)	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備のため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める一般事業主行動計画の策定を行う企業を評価。	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定(従業員100人以下の業者に限定)  「社員の子育て応援宣言」の登録  申請日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績があること、または、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業	2
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定(従業員100人以下の業者に限定)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定。(従業員100人以下の業者に限定)	1		
	「社員の子育て応援宣言」の登録	仕事と子育ての両立に取り組めるよう職場環境の改善に取り組む企業を評価。	1		
	申請日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績があること、または、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業	仕事と家庭の両立支援として、育児・介護休業の取得実績がある企業、または、非正規雇用の処遇改善やフレックスや在宅勤務など多様な働き方制度を導入・実践する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業を評価	1		
その他の 社会貢献活動 (4)	消防団活動協力事業所の認定	国土強靱化基本計画で地域防災力の中核と位置づけられているものの団員の減少が社会問題化している消防団活動について、社員の入団促進や勤務時間中の消防出動への便宜など具体的な協力を行っている事業所を評価。	2	消防団活動協力事業所の認定	2
	「個人住民税の特別徴収」を実施していること又は次年度から実施すること	県の特別徴収の実施率は全国44位と低い状況にあり、平成30年度からの県内全事業所での個人住民税の特別徴収を求め、県と77市町村から経済団体等への協力要請を行っている。実態を鑑み、徴収実施事業所を評価。	2	「個人住民税の特別徴収」を実施していること又は次年度から実施すること	2

合計 14

合計 14

### 4 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第1回契約審議会	★ 6/13										
パブリックコメント	← 6月～7月 →										
第2回契約審議会				★ 9月中旬							
県報告				★ 10/1							
申請期間							← 12月～1月 →				
資格付与											★ 4/1

## しあわせ×2(buy)信州県産品利用促進制度の試行について

## ○前回審議会の主な意見について

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
しあわせ×2(buy)信州県産品利用促進制度について	42	碓井会長	1号県産品は、部局以上の組織により県民利用を推進しようとするものであるが、それをさらに知事に認定申請が必要ということか。	1号県産品については、性質上、重ねて認定を行うことは不要の制度設計とします。
		碓井会長 ・ 小林委員	1号県産品については理解できるが、広範に4号県産品まで優先して調達したときの効果、メリットを検討してほしい。	県内製品(2号、3号)や、県内本店企業の製品(2号、4号)の購入促進により、当該企業の売上や労働者所得の増、雇用改善、税収増などが期待されるとともに、所得増に伴う消費アップにより地域における経済循環を創出し、自立的な経済構造の構築にも資するものと考えます。
		堀越委員	県産品の認定基準について、都道府県民税とあるが、何を指すかわかりにくい。また、赤字法人でも認定基準から、外れないという解釈でよいか。	都道府県税については具体的な税の名前を記載したい。また、他の要件を満たしていれば、赤字法人であっても認定の対象としたいと考えます。
		大窪委員	県産品の定義について、原材料や部品が県産品というものまで広げたほうがいいのではないか。	原材料や部品は県産品であることの確認が技術的に難しいため困難と考えるが、試行を行いながら実施可能な方法があるか検討します。
		小林委員	原則として安いものを買うという、直接的なメリットを県民が享受するのも、客観的な判断基準ではないか。	安いものを買うということは直接的な県民のメリットになるが、県産品の利用拡大によって地域経済循環を活性化させることは間接的に県民のメリットになると考えます。そのため多くの県民や県内企業が県産品を利用することが大切ですが、その機運醸成のためまず県が率先して県産品を利用していくことが必要と考えます。
		西村委員	県産品について、高価格化を目指す地域ブランド化と、一般銘柄の1.1倍以内なら調達するという施策は矛盾しており、1.1倍以内では調達できないのではないか。	高価格化を目指す地域ブランド製品は、今後、1号県産品の代替品がない製品として認定し、優先調達することで、県内等で製造されている工業製品を1.1倍以内で優先調達することと、矛盾しない制度としていきたいと考えます。
		小林委員	入札前に県産品が1.1倍以内かを確認することは技術的に難しく、恣意的にならないか疑問。入札前の段階で県産品のみに絞ってしまうのは危険ではないか。 優先調達するのであれば、開札時に県産品銘柄が一般銘柄の1.1倍以内に限るべきだ。	県産品銘柄と同等の一般銘柄がある場合は同等品での応札も可能とし、開札時に総合評価方式等により、1.1倍以内であれば県産品を採用する制度とします。 ただし、同等品がない製品は除くこととします。
		堀越委員 ・ 野本委員	企業情報の管理については、大変重要なことなので、従うべき法律等の条文を明記しておく必要がある。	1号以外の県産品については、長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例等、関係法令の該当条文の記載を検討します。
碓井会長	1号県産品のみを、慎重に試行するという事で、部分的了承とする。	—		

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

# しあわせ×2(buy)信州県産品利用促進制度の試行について

産業政策課  
契約・検査課

## 1 第4回契約審議会（H28.2.8）での審議

### ○ H27年度第4回審議会時の定義

① 県等の施策の推進のために認定、認証又は指定された製品等（1号県産品）
② 製造者が県内本社、かつ県内で製造した製品（2号県産品）
③ 製造者が県外本社、かつ県内で製造した製品（3号県産品）
④ 製造者が県内本社、かつ県外で製造した製品（4号県産品）

（結論）1号のみ慎重に試行するという事で部分的了承

## 2 部分的試行の実施について

### 1 試行を行う1号県産品の定義

- (1) 次に掲げる基準を満たすもの。
  - ① 県の施策推進のため、選定委員会等の客観的な審査を経て認定、認証又は指定（以下「認定等」という。）したものであること。
  - ② 認定等の基準が要綱等により明確に示されていること。
  - ③ 認定等に有効期限を設けている又は認定等の要件に該当しなくなった場合は取消がある旨の規定があること
- (2) 認定基準を満たす現在の県産品（例） **別紙参照**
- (3) 1号県産品の公表 最新の1号県産品リストを作成し、随時公表する。

### 2 県産品の優先調達の実施

- (1) 優先調達の原則
 

物品の購入・借入れにおいて、県産品リストに記載の県産品を優先して調達するようにする。

#### (2) 優先調達の方法

区分	入札・随意契約の準備	開札
特殊な銘柄であり同等品が存在しないもの	入札の場合 県産品銘柄の指定の適否を審議  (建設工事 請負人選定 委員会を 活用)	銘柄名を指定  最安値で契約
「1号県産品」の中に複数の同等品が存在するもの		銘柄名を指定  最安値で契約
「1号県産品」以外に同等品が複数存在するもの		県産品利用促進制度（試行）の対象であることを明記したうえで銘柄名を指定し、同等品も可として公告する
		(随意契約の場合) 県産品銘柄がその他の銘柄の1.1倍以内なら、県産品銘柄を採用とする (入札の場合) 総合評価落札方式により、県産品銘柄がその他の銘柄の点数の1.1倍以内であれば、県産品銘柄を採用とする

(注) 入札: 物品購入(160万円超)、物品借入(80万円超)

(別紙)

○認定基準を満たす現在の県産品（例）

No.	認定等名	所管部局	1号県産品の認定基準		
			①選定委員会等の客観的な審査を経て認定、認証又は指定（以下「認定等」という。）されたもの	②認定等の基準が要綱等により明確にされていること	③認定等に有効期限を設けている又は認定等の要件に該当しなくなった場合は取消しがある旨の規定があること
1	信州リサイクル製品認定制度	環境部	信州リサイクル製品認定審査会	信州リサイクル製品認定制度実施要綱	3年
2	信州ベンチャー企業優先発注事業	産業労働部	認定審査会	信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱	3年
3	伝統的工芸品指定制度	産業労働部	審議会を開き意見を求める	(国) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (県) 長野県伝統的工芸品指定要綱	永年 (取消し規定あり)
4	長野県原産地呼称管理制度	産業労働部	品目別官能審査委員会	品目別認定要領	1年
5	信州伝統野菜認定事業	農政部	信州伝統野菜認定委員会	信州伝統野菜認定実施要綱	3年
6	信州プレミアム牛肉認定制度	農政部	選定委員等はないが、機械による客観的な数値測定により認定	「信州プレミアム牛肉」認定要領	1年
7	信州の環境にやさしい農産物認証制度	農政部	(一財) 長野県農林研究財団	信州の環境にやさしい農産物認証要綱	1年
8	信州木材認証製品	林務部	審査委員会	信州木材製品認証実施要領	3年
9	信州産シカ肉認証制度	林務部	信州産シカ肉認証審査委員会	信州産シカ肉処理施設認証要綱	3年

適正賃金を確保し担い手不足を解消することにより安定した冬期交通を確保する

平成 28 年 6 月 13 日  
建設部

## 1 現在の除融雪業務の状況と課題

- ◆ 除融雪業務の平均落札率は 98.1%であるが、一部(約 16%)の工区において総合評価の加点取得等を目的とした過当競争が発生。
- ◆ 低価格入札工区では除融雪に対する住民の苦情等が増加傾向。  
通勤時間帯までに除雪が行われない・適正要員の未配置 等
- ◆ オペレーターを複数の会社に登録するなど、公平性・公正性に問題のある入札が発生。
- ◆ 応札者が少なく建設工事を準用した変動制の失格基準(予定価格の 87.5～92.5%)はなじまない。
- ◆ 除融雪業務は人件費の占める割合が高いなど建設工事とは異なり落札率が人件費におよぼす影響が大きい。

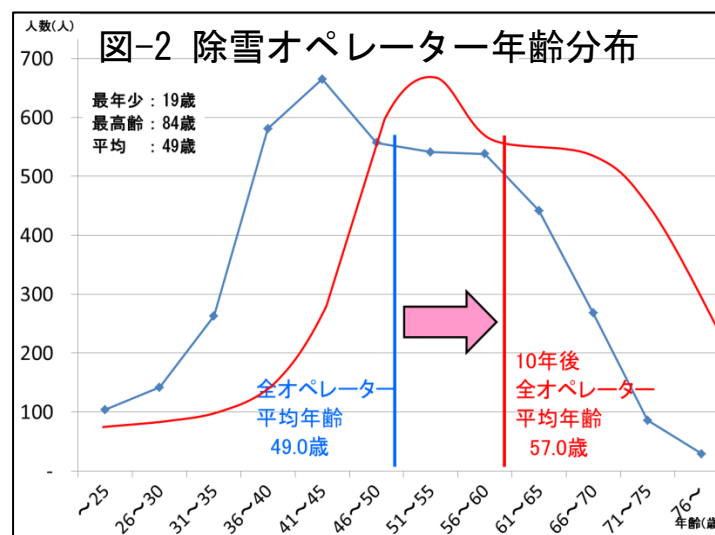
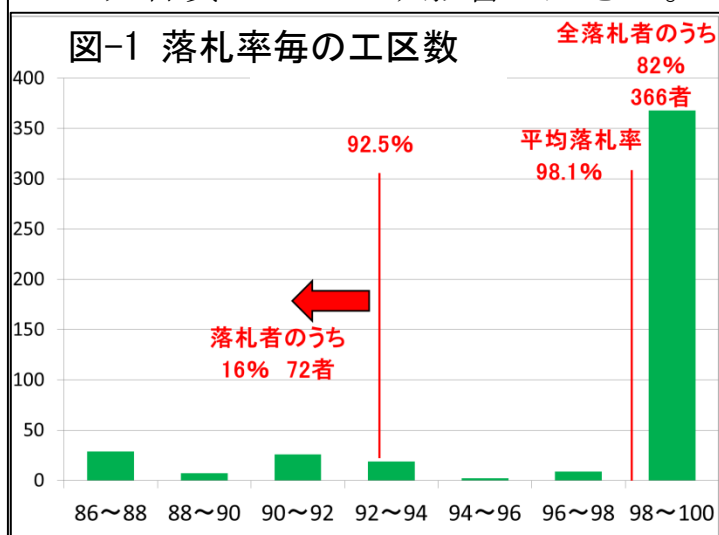
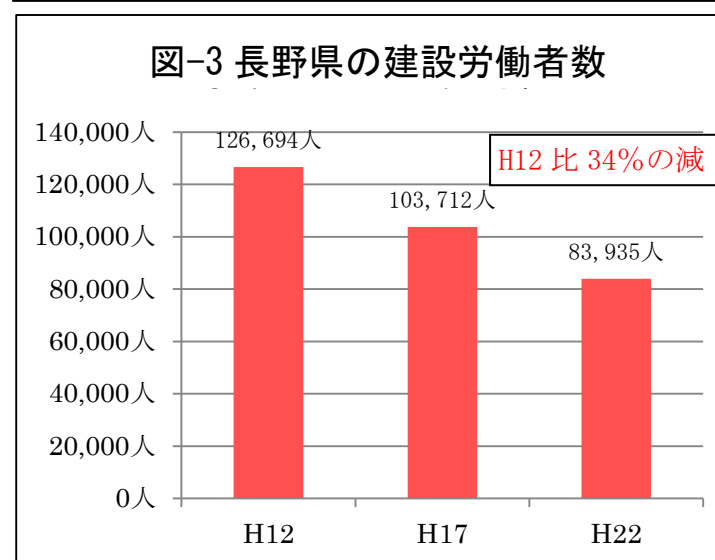


写真-1 早朝の除雪状況  
(国道 292号 飯山市 H28.1.30 AM5:04)

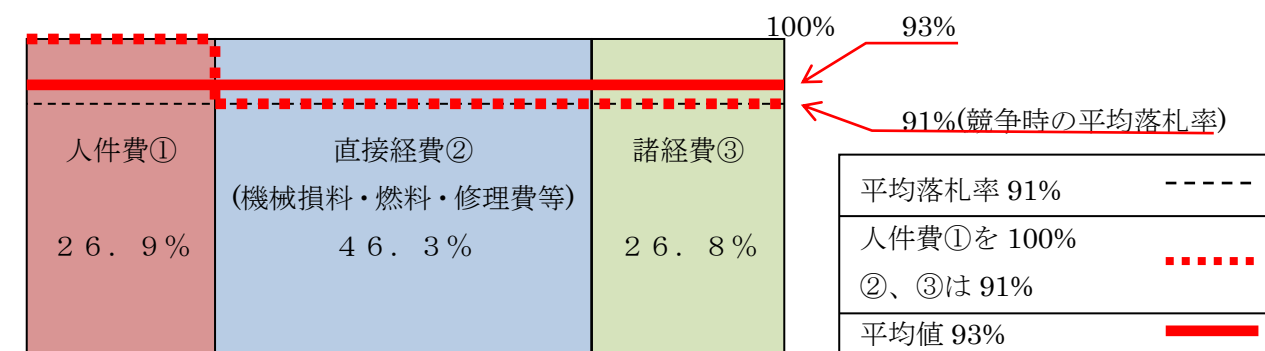


## 2 除融雪業務の改定案

### (1) 失格基準価格を予定価格の 93%で固定

- ◆ 人件費の割合が除融雪業務は約 27%と高く(道路工事約 12%) 適正な賃金水準を考慮。
- ◆ 平均年齢 49 才と高齢化が進んでいるオペレーターに、若年層の入職を促進。
- ◆ 過当競争を防止し適正な除融雪体制を確保。

人件費(①)は、労働者の適正な賃金を確保することを考慮し 100%に設定。その他経費(②、③)は、現在 3 者以上で競争している工区の平均落札率の 91%とすると予定価格の 93%になる。



### (2) 総合評価落札方式における除雪加点の見直し

- ◆ 除雪加点について、全県・4ブロックは廃止。10ブロックの加点は選択制とし地域の状況により発注機関が除雪加点の採用・不採用を決定し過当競争を防止。

### (3) オペレーターの重複入札の制限

- ◆ 同一オペレーターを別会社に登録しての入札を禁止し公正性を確保。

## 3 実施時期

平成 28 年度除融雪業務から適用(平成 28 年 8 月入札公告開始)

# 長野県の除融雪業務

## ○ 業務の概要

### ➤ 除雪業務

#### ■ 除雪延長：4,564km(県管理道路延長:5,148km)

内 重点除雪区間：1,920km(5～10cm の降雪で出動・幹線道路)

一般除雪区間：2,644km(10～15cm の降雪で出動)

安全な交通確保ができるよう除雪を行い、特に通勤通学時間帯前までの交通の確保に努める

- ・ 通勤時間前の交通確保や連続した降雪に対応するため深夜早朝に出動
- ・ 大雪注意報発令中はもとより、出動が予想される場合は昼夜を問わず待機し出動できる体制を整えている

### ➤ 凍結防止剤散布業務

#### ■ 散布延長：4,470km(県管理道路延長:5,148km)

凍結路面を発生させないように努める

- ・ 路面凍結に備える夜間の散布や、警察等の要請を受けての緊急的な出動
- ・ 大雪注意報発令中はもとより、出動が予想される場合は昼夜を問わず待機し出動できる体制を整えている

## ○ 契約の状況

### ➤ 除雪・凍結防止剤散布の契約

#### ■ 除雪・凍結防止剤散布工区：489 工区

内 単 体 工 区 ：447 工区

施工体制確認工区： 24 工区

市町村委託工区 ： 18 工区

## ○ 業務の体制

### ➤ 車両等

県保有機械 ： 639 台(除雪車： 415 台、散布車：224 台)

民間保有機械： 747 台(除雪車： 703 台、散布車： 44 台)

合計 ： 1,386 台(除雪車：1,118 台、散布車：268 台)

### ➤ オペレーター

#### ■ 単体工区、施工体制確認工区あわせて 471 工区で約 4,000 名が従事

## 建設工事において週休 2 日の確保を評価する総合評価落札方式の試行について

### 1 目的

建設工事の現場において労働者の休日を確保し、労働環境の整備と地域の安全・安心を担う建設労働者の確保・育成を図る

### 2 取組内容等

#### 【対象工事】

緊急を要するものを除くすべての工事を対象とし、現場条件や地理的条件を考慮のうえ発注者が指定した工事

#### 【評価内容】

計画的に週休 2 日（4 週 8 休）を実施する企業に加点評価（0.5 点）

#### 【確認内容等】

- ① 落札候補者の資格審査時に概略工程表を提出
- ② 施工計画書の計画工程表により週休 2 日（土曜日または日曜日を 4 日以上含む）を確認
- ③ 竣工時に実施工程表により申請内容の履行を確認
- ④ 工事現場に「週休 2 日を実施する工事」であることを掲示

### 3 実施時期

平成 28 年 10 月以降の公告案件から、各発注機関 1 箇所程度を試行

### 4 工事成績点での評価等

計画された休日数の 8 割が確保できない場合は、工事成績点を減点（3 点）ただし、受注者の責によらない場合は除く